

昭和32年8月12日第三種郵便物認可
毎月1回1日発行 平成25年4月1日 No. 739

労働基準情報

岩手

April

4
2013



『春爛漫(盛岡市)』 写真：眞 館 弘 治

**指差し呼称
今日も確認
目・指・声で**

〔目次〕

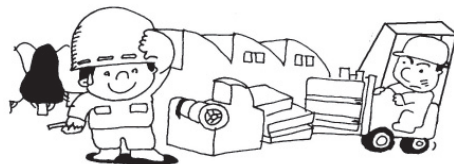
特別教育を実施しましょう	2
業務改善助成金のご案内	3
労働契約締結時の労働条件の明示にかかる 労働基準法施行規則改正	4
中小企業無災害記録証授与制度のご案内	5
中央労働災害防止協会からのお知らせ	6
クウェスチョン、奨励金廃止のお知らせ	7
岩手産業保健推進センターのご案内	8
インフォメーション	9
講習会のお知らせ	10・11

特別教育を実施しよう

労働安全衛生法第59条において事業者が安全衛生教育を実施することを義務付けております。併せて、危険又は有害な業務で、労働安全衛生規則第36条で定められている業務に就かせるときは「特別教育」を実施することを義務付けています。

「特別教育」が必要とされる業務は、49業務の多くを数えますが、その一部は下記のとおりです。（詳細は労働安全衛生規則第36条を参照してください。）

- ① 研削といしの取替え、試運転の業務
- ② 動力プレスの金型、安全装置の取付け等の業務
- ③ アーク溶接等の業務
- ④ 低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作
- ⑤ 最大荷重が1トン未満のフォークリフトの運転業務
- ⑥ 胸高直径70cm以上の立木等の伐木、かかり木の処理の業務
- ⑦ チェーンソーを使用するの伐木、造材等の業務
- ⑧ 機体重量3トン未満の車両系建設機械の運転の業務
- ⑨ ローターの運転の業務
- ⑩ 作業床高さ10m未満の高所作業車の運転の業務
- ⑪ 巻き上げ機の運転の業務
- ⑫ 小型ボイラーの取扱いの業務
- ⑬ つり上げ荷重が5t未満のクレーンの運転の業務
- ⑭ 酸素欠乏危険場所における作業に関わる業務
- ⑮ 特定粉じん作業に関わる業務
- ⑯ ダイオキシンの関わる業務
- ⑰ 石綿に関わる業務
- ⑱ 除染等の業務



「特別教育」は、特別教育規程によりカリキュラムが定められています。

例えば①の「研削といしの取替え、試運転の業務」では、学科4時間（イ 自由研削盤、自由研削用といし、取付け具等に関する知識2時間、ロ 自由研削といしの取付け方法及び試運転の方法に関する知識2時間 ハ 関係法令1時間）、実技2時間と定められています。

この「特別教育」は、各事業場で行うことが基本ですが、上記のようなカリキュラムを教育する知識・経験を有しない事業場では、「特別教育」を実施することが困難な場合が考えられます。

当協会では、このような事業場を対象に「特別教育」を実施していますのでご利用いただきますようご案内いたします。

当協会が平成25年度に実施予定の「特別教育」は、上記の①、②、③、④、⑧、⑪、⑬、⑭、⑮、⑯となっています。開催日程は、本誌3月号に同封されています「平成25年度技能講習・安全衛生教育等実施計画表」をご参照ください。

業務改善助成金のご案内

中小企業と働く人を応援します！

支給要件

- ①賃金改善計画：事業場内で最も低い時間給を40円以上引き上げていただく。（加えて4年以内に800円以上とする計画を作成していただく。）
- ②業務改善計画：具体的な業務改善についての計画を作成して実施していただく。

支給額

労働能率を上げるための設備・器具の導入や研修、賃金制度の整備、就業規則の作成などに要する経費の2分の1（下限5万円、上限100万円）

活用事例

- ◎現在使用しているものより**大型のダンプ**を購入し、運搬能率を上げた。（建設業）
- ◎除雪作業のための**除雪車**を購入して、作業能率を上げた。（建設業）
- ◎現在使用しているものより**大型のタンクローリー**を購入し、配達能率を上げた。（燃料小売業）
- ◎営業用車両を「**低燃費車**」への買換え、燃費改善により経費節約を図った。（製造業）
- ◎「**販売管理ソフト**」を購入し、データ管理がスムーズになり、作業能率を上げた。（製造業）
- ◎「**介護設備**」（風呂場等）を改修し、作業能率が上がった。（社会福祉施設）

平成25年度における業務改善助成金の受付について

厚生労働省では、平成23年度から中小企業への支援事業の一つとして「業務改善助成金」制度を実施しておりますが、1月29日に閣議決定された平成25年度予算案に、対象地域を最低賃金が720円以下の道県に拡大した業務改善助成金の予算も盛り込まれたところです。

本助成金の助成上限額、助成率、申請から支給までの手続、交付要件等は、従前どおりとなる予定ですが、予算の決定状況によっては変更が生じる可能性もあり、平成25年度の業務改善助成金の交付申請の受付は、平成25年度予算の国会成立後からとなります。

つきましては、本助成金の御利用を御検討される場合には、御手数でも申請時期や要件の確認等のため、下記のところまでお問い合わせ願います。

なお、労働局への交付申請や労働局からの交付決定通知前に、購入された物件や対象者となる労働者の引上げた賃金額分については、本助成金の申請対象とはできませんので、御注意願います。

業務改善助成金のお問い合わせ、ご相談は

◎岩手労働局労働基準部賃金室

Tel 019-604-3008

〒020-8522 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号 盛岡第2合同庁舎5階

ホームページ：<http://iwate-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

平成25年4月1日より 労働契約締結時の労働条件の明示にかかる 労働基準法施行規則改正

有期労働契約の継続・終了について予測可能性と納得性を高め、紛争の防止につなげるため、労働基準法施行規則第5条が改正され、労働契約締結時に、契約期間とともに「期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準」も書面の交付によって明示しなければならない事項となります。（労働基準法第15条、労働基準法施行規則第5条）

労働契約の締結時に明示しなければならない事項

- ① 契約期間の明示
 - ・期間の定めなし
 - ・期間の定めあり（ 年 月 日～ 年 月 日）
 - ② 更新の基準の明示（平成25年4月1日より追加）
 - (1) 更新の有無の明示
具体的な内容については、下記の例を参考にしてください。
 - ・自動的に更新する
 - ・更新する場合があります
 - ・契約の更新はしない など
 - (2) 更新の基準の明示
具体的な内容については、下記の例を参考にしてください。
 - ・契約期間満了時の業務量により判断する
 - ・労働者の勤務成績、態度により判断する
 - ・労働者の能力により判断する
 - ・会社の経営状況により判断する
 - ・従事している業務の進捗状況により判断する など
- ※ 有期労働契約の更新をしないことが明らかな場合は、更新の基準の明示義務はありません。

労働条件通知書

労働条件通知書 記載例

平成〇〇年 4 月 1 日	
岩手 一 郎 殿	
事業場名称・所在地 〇〇工業(株) 盛岡市〇〇町〇〇番〇〇号	
使用 者 職 氏 名 代表取締役 盛 岡 太 郎	
契 約 期 間	期間の定めなし 期間の定めあり（〇〇年 4 月 1 日～〇〇年 3 月 31 日） ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入 1 契約の更新の有無 [自動的に更新する 更新する場合があります・契約の更新はしない・その他()] 2 契約の更新は次により判断する [契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況 ・その他 ()]
就 業 の 場 所	本 社 工 場

改正を反映した新しいモデル労働条件通知書の書式例は、下記のURLから入手できます。
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/keiyaku/meiji/index.html

中 小 企 業 無災害記録証 授与制度の ご 案 内



中央労働災害防止協会では、事業場において無災害記録を樹立したときに記録証を授与することにより、中小企業における自主的安全衛生活動を促進するとともに、その労働災害の防止に寄与することを目的に「中小企業無災害記録証授与制度」を設けています。

会員各位におかれましては、この無災害記録にチャレンジされることをお勧めいたします。

【適用範囲】

資本の額の総額が1億円以下の企業及び労働者数が300人以下の企業に属する労働者数が10人以上100人未満の事業場に適用されます。

【無災害日数】

業務上死亡又は休業1日以上の上の休業災害が発生した翌日から起算し、次に業務上死亡又は休業1日以上の上の休業災害が発生した日の前日までを算入対象とし、継続した間の日数となります。ただし、労働が行われなかった日は算入しません。

【無災害記録】

事業場の業種及び労働者数によって無災害記録日数が定められています。第一種無災害記録から第五種無災害記録までの5段階となっています。

第二種は第一種の2倍、第三種以降は各々5割増しの日数となっています。

【労働者数】

労働者数の算出に当たっては、雇用の形態にかか

わらず、その事業場に属する全ての労働者が算入されます。無災害記録継続期間の平均労働者数となります。

【申請方法】

申請は所定の様式の申請書を作成していただき、当協会各支部に申請していただきます。

なお、無災害を達成した日から申請を行う日までの間に業務上死亡又は休業1日以上の上の休業災害が発生した場合は申請することはできないことになっています。

無災害記録日数や申請書用紙は、「中小企業無災害記録」で検索するとHPからダウンロードできます。

【記録証の授与】

申請内容が規定に合致した事業場には、中小企業無災害記録証と副賞（表彰楯）が授与されます。

【お問合せ】

詳しくは、当協会各支部にお問い合わせください。



平成24年度授与・会員事業場

事業場名	所在地	種 類	無災害期間
(株)佐藤組	北上市	第五種	H 9.12.05～H24.07.07
(株)相澤鐵工所岩手工場	一関市	第一種	H21.08.07～H23.06.07
(株)小富士製作所岩手工場	奥州市	第四種	H14.07.29～H23.03.27

中央労働災害防止協会からのお知らせ

年間予約購読のご案内

安全衛生スタッフ、管理者、産業保健職のための月刊誌

安全と健康

最新の情報、豊富な事業場事例。
具体的にわかりやすく解説します。



安全・健康・快適は
企業の必須アイテム

安全・健康・快適に働ける職場づくりは、よりよい企業経営のカギとなります。

安全衛生対策の
ノウハウを
多様な切り口から

安全衛生管理や活動を計画、実施、評価、改善するヒントを満載。

- 毎月1日発行／B5判・104頁
- 年間予約購読料10,800円(税込・送料サービス)
- 1部定価900円(本体858円・送料別)

監督者、作業員、中小企業の安全衛生担当者のための月刊誌

安全衛生のひろば

職場の安全衛生の基本を
気軽に学べる!



職場でも家庭でも
イキイキ安全・健康

安全と健康は24時間トータルで実現したいもの。職場や家庭で役立つ幅広い情報を提供。

ポイントを
わかりやすく

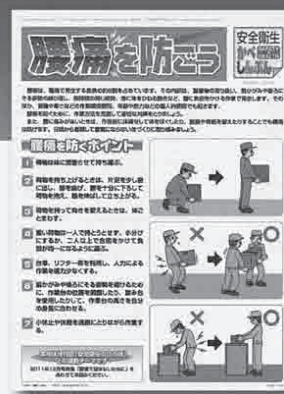
豊富なイラストや図で、わかりやすく親しみやすい誌面。安全衛生のポイントを気軽に学ぶことができます。

- 毎月1日発行／B5判・64頁
- 年間予約購読料6,360円(税込・送料サービス)
- ※2口以上の場合は、1口あたり6,000円(税込・送料サービス)
- 1部定価530円(本体505円・送料別)



安全衛生情報の速報紙 安全衛生通信

- 毎月5・20日発行(8月、1月は合併号)
- B5判・8~24頁
- 年間予約購読料3,120円(税込・送料サービス)
- 1部定価130円(本体124円・送料別)
- ※合併号は260円



身近なテーマをイラストで解説

安全衛生 かべしんぶん

- 毎月2回発行
- A2判変型
- 年間予約購読料3,840円(税込・送料サービス)
- 1部定価160円(本体153円・送料別)

- 年間予約購読料は1年単位の前払い制となります。途中解約による返金はできません。
- お申込みいただき次第、商品とは別に請求書と専用の郵便振替用紙をお送りいたします。
- 年間予約購読のお申込み(下記の申込書による)・お問合せは、

中災防 出版事業部 業務管理課 FAX: 03-3452-2480 TEL: 03-3452-6702
またはお近くの岩手労働基準協会(各支部)まで。



自己都合退職は 必ず認めなければならない？

Q 総務の担当者をしています。先日、パート従業員から、1か月後に退職したいという申入れがありました。その従業員には他の者ではできない経理の仕事を任せており、年度末に辞められるととても困ります。

個人的な事情があるのでしょうか、申入れどおり退職を認めなければならないのでしょうか。

A 民法第627条では、期間の定めのない雇用契約においてはいつでも解約の申入れができ、原則2週間が経過すれば雇用契約は終了するとされています（月給制の場合は次期以後について申入れができ、その場合も月の前半に申入れなければならない。）。

したがって、ご質問の場合、1か月前に退職の申入れをしていることから、その退職の申入れは使用者として、「認める」という問題ではなく、受

入れざるを得ないものといえます。

このように、退職は受入れることを前提として、業務の正常な運営が難しいことを本人に伝え、それでも退職日の変更が受入れてもらえない場合は、退職日の変更の申入れはあきらめ、退職日までに引き継ぎを終えるよう指示する必要があるものと思われます。

また、労働基準法の話にはなりますが、退職希望者から残っている年次有給休暇の請求をされることが多々あります。今回の場合も仮に請求されたときは、時期変更権を行使する時期がもう残されていないことから、認めざるをえない状況にあります。

そのため、仮に残りの多くの日数について、年次有給休暇を請求された場合は、「買い上げ」についても、実務上は検討しておく必要があるかもしれません。

奨励金

廃止のお知らせ

岩手労働局雇用均等室で支給申請を受け付けていた均衡待遇・正社員化推進奨励金が、平成24年度限りで廃止されました。

事業主が均衡待遇・正社員化推進奨励金の対象となる制度を平成25年3月31日までに労働者に適用した場合は、経過措置分として本奨励金の支給申請ができます。

なお、平成25年度より、有期契約労働者、短時

間労働者、派遣労働者等の企業内でのキャリアアップを推進する事業主に対する包括的な助成制度が新たに設けられる予定です。（有期契約労働者等の正規雇用・無期労働契約への転換、教育訓練の実施等人材育成、処遇改善、法定外健康診断の導入、短時間正社員への移行などを実施した事業主に対する助成を現在予算審議中）

経過措置分の申請先

岩手労働局職業対策課分室助成金相談コーナー
〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通2丁目9-1
マリオス6階

電話 019 (606) 3285・3286

岩手産業保健推進センターのご案内

岩手産業保健推進センターでは、事業場の労働衛生対策・健康確保・保持増進対策・メンタルヘルス対策等に関する様々な支援活動を行なっております。

労働者の「心と体の健康確保」はこれまでにない重要な課題となっており、労働災害を防止するためにも、必要不可欠な取り組みです。健康な心と体で1日の作業を安全に行ないましょう。

岩手産業保健推進センターでは、専門家を講師とする研修会、相談等を行なっております。

ご利用をお待ちしております。(4月から研修会を開催！詳しくはHPをご覧ください。)

ホームページ <http://www.sanpo03.jp/>

① 産業保健研修会

事業主、人事労務担当者、衛生管理者、保健師、看護師、産業医など「産業保健スタッフ」を対象とする各種研修会を開催しております。(参加無料)

② 個別事業場単位で実施する社内研修会について、講師派遣 (※有料)

③ 業界団体等で実施する研修会について、講師派遣 (無料)

④ 産業保健に関する様々な情報提供 (無料)

ホームページによる各種情報提供、研修会や相談の申込み、他機関へのリンク

「産業保健21」「産業保健推進センターだより」の定期発行

図書の貸し出し、各種測定機器等の貸し出し
「メールマガジン」を毎月発行(産業保健情報を収集できます。是非ご登録を！)

⑤ 窓口相談 (無料)

来所・電話・メール等による相談。専門家が対応します。

⑥ 実地相談 (無料)

専門の相談員が現場・工場・作業場に直接赴き、問題点について意見交換しながら、現場の状況に応じた改善方法等をアドバイスいたします。

⑦ 産業保健調査研究

産業保健活動に役立つ調査研究を実施し、成果を提供します。

⑧ 事業主セミナーの開催 (無料)

業界団体、災害防止団体、企業グループ等々を対象とする研修、制度周知(労働衛生・産業保健活動の推進等)を行ないます。

岩手産業保健推進センターのご利用は

電話: 019-621-5366

FAX: 019-621-5367

Eメール iwate@sanpo03.jp

ホームページ <http://www.sanpo03.jp/>

メンタルヘルス対策支援センターの「個別訪問支援」をご利用ください。

岩手産業保健推進センターは、メンタルヘルス対策支援センターを設置し、事業場のメンタルヘルス対策を支援いたします。

メンタル不調者の対応方法、メンタルヘルス対策の進め方・体制作り、心の健康づくり計画・職場復帰支援プログラムの作成、管理監督者研修、各種相談などなど、メンタルヘルス対策全般について〔無

料〕でご利用いただけます。

窓口相談は予約が必要となりますが、電話・FAX・メール等によるご相談もお受けしております。

また、メンタルヘルス対策促進員が、随時「企業訪問」をしておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

メンタルヘルス対策支援センターのご利用は

電話: 019-652-1466 FAX: 019-652-1466

Eメール shien@mentaliwate.jp ホームページ <http://www.mentaliwate.jp>

岩手産業保健推進センター <http://www.sanpo03.jp/> を開き、
トップページ右側の〔メンタルヘルス対策支援センター〕からも入れます！



新会員事業所のお知らせ

2月に加入された事業所をご紹介します

支部名	事業所名	所在地
盛岡	A R	盛岡市
盛岡	(有)盛岡自動車钣金工業	盛岡市

支部名	事業所名	所在地
大船渡	マルエイ硝子店	陸前高田市

●衛生管理者試験準備講習会のお知らせ

第一種・第二種衛生管理者の出張試験が、8月11日(日)に滝沢村「アピオいわて」で行われます。当協会では、国家試験の出張試験の実施に合わせ、衛生管理者免許試験準備講習会を開催いたします。

出題傾向を基に重点事項を絞り込み講習を行っており、受講された方々からご好評をいただいております。受験予定の皆様の受講をお待ちしております。

◆第1種衛生管理者免許試験準備講習会

日 時 6月10日(月)、11日(火)、17日(月)、18日(火)の4日間
 会 場 盛岡市 岩手労働基準協会研修センター
 受講料 会員 12,600円 非会員 14,700円
 テキスト 上 2,100円、下 2,100円、問題集 2,310円

◆第2種衛生管理者免許試験準備講習会

日 時 6月3日(月)、4日(火)、5日(水)の3日間
 会 場 盛岡市 岩手労働基準協会研修センター
 受講料 会員 10,080円 非会員 12,180円
 テキスト 上 1,680円、下 1,050円、問題集 1,680円

詳細につきましては、本部までお問い合わせください。

●安全管理者選任時研修のご案内

(一定の業種(林業・建設業・運送業・製造業・清掃業・旅館業等)の常時50人以上の労働者を使用する事業場においては、一定の資格要件の者、かつ、安全管理者選任時研修修了者から安全管理者を選任することになっています。

社内人事等で新たに安全管理者に選任予定の方もあると思われます。この研修修了が選任の要件となっておりますので該当者の受講についてご検討ください。

当協会では、この研修を4月25日(木)・26日(金)の二日間、当協会研修センターで開催いたします。この安全管理者選任時研修は年3回の開催となっています。

詳細につきましては、本誌11頁及び当協会HPをご覧ください。

●県・市町村のシンボル(花・鳥・木)を紹介します

市町村のシンボルとして花や鳥や木が定められていますが、住んでいる町のシンボルは意外と判らないものです。

本誌12ページで順次紹介してまいります。

平成24年度
第2回通常理事会が
開催されました

平成24年度第2回通常理事会は3月15日理事監事出席のもとホテル東日本において開催されました。

公益目的事業である各種講習会の一層の充実を図ることなど及び設備計画を中心とした平成25年度事業計画及び経常収益2億6,784万円余、経常費用2億6,767万円余の平成25年度予算が決議されました。

併せて、諸規程の改正、特定資産取得資金の保有について等すべて議案どおり承認されました。

なお、平成25年度事業計画及び予算は当協会のホームページで公開しています。

25年6月迄のご案内

労働基準情報いわて

区分	講習名	実施日	場 所	定 員	申 込 先	受 講 料	テキスト代
特 別 教 育	アーク溶接特別教育	5/7(火)～8(水)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部	8,400 9,450	1,050
		6/20(木)～21(金)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
	クレーン運転業務特別教育	5/9(木)～10(金)	岩手労働基準協会宮古支部他	40	宮古支部	8,400 9,450	1,500
		5/27(月)～28(火)	花巻市交流会館他	60	花巻支部		
		6/6(木)～7(金)	釜石職業訓練協会他	30	釜石支部		
		6/13(木)～14(金)	岩手労働基準協会研修センター	30	盛岡支部		
	小型車両系建設機械運転特別教育	5/8(水)～9(木)	花巻市交流会館他	20	花巻支部	12,900 13,950	1,600
		6/7(木)～8(金)	岩手労働基準協会宮古支部他	40	宮古支部		
	粉じん作業特別教育	5/15(水)	岩手労働基準協会宮古支部	40	宮古支部	4,200 5,250	630
		6/21(金)	岩手労働基準協会研修センター	30	盛岡支部		
	低圧電気取扱業務特別教育 (開閉器の操作)	6/28(月)	岩手労働基準協会宮古支部	40	宮古支部	6,300 7,350	630
そ の 他	職長教育	4/23(火)～24(水)	アイ・ドーム	50	一関支部	11,550 12,600	840
		4/24(水)～25(木)	釜石職業訓練協会	30	釜石支部		
		6/6(木)～7(金)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部		
	職長・安全衛生責任者教育	5/8(水)～9(木)	アイ・ドーム	40	一関支部	11,550 12,600	1,470
		6/26(水)～27(木)	気仙教育会館	30	大船渡支部		
	新入者安全衛生教育	4/15(月)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部	4,725 5,775	630
		4/16(水)	アイ・ドーム	30	一関支部		
	刈払機取扱い作業に対する 安全衛生教育	5/22(水)	アイ・ドーム	20	一関支部	5,250 6,300	2,400
	安全管理者選任時研修	4/25(木)～26(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本 部	12,600 14,700	1,470
	第1種衛生管理者試験準備講習 及び	6/10(月)～11(火) 6/17(月)～18(火)	岩手労働基準協会研修センター	100	本 部	12,600 14,700	6,510
	第2種衛生管理者試験準備講習	6/3(月)～5(水)	岩手労働基準協会研修センター	100	本 部	10,080 12,180	4,410

- 特別教育及びその他の講習の受講料は、上段＝会員、下段(斜字)＝会員以外です。
- 受講料・テキスト代は消費税込みです。 ■ 定員になり次第、申し込みを締め切ります。
- 上記以外の講習については、最寄りの支部にお問い合わせください。

問い合わせ・申込先・メールアドレスは下欄をご覧ください

岩手労働基準協会お問い合わせ先

	電話番号	FAX番号	E-mail アドレス
本 部	019-681-9911	019-681-1018	honbu@iwateroukikyo.com
盛 岡 支 部	019-681-1076	019-681-1018	morioka@iwateroukikyo.com
宮 古 支 部	0193-62-4906	0193-62-4906	miyako@iwateroukikyo.com
釜 石 支 部	0193-55-4380	0193-55-4381	kamaisi@iwateroukikyo.com
花 巻 支 部	0198-24-9511	0198-23-6303	hanamaki@iwateroukikyo.com
一 関 支 部	0191-23-7729	0191-23-7720	ichinoseki@iwateroukikyo.com
大 船 渡 支 部	0192-47-3882	0192-47-3887	ofunato@iwateroukikyo.com
二 戸 支 部	0195-23-5521	0195-23-0419	ninohe@iwateroukikyo.com

クイズプレゼント

中央労働災害防止協会が制定する「中小企業無災害記録証授与制度」において、無災害記録日数は事業場の業種と労働者数によって定められていますが、記録は第1種から何段階になっているのでしょうか。

- ① 3段階
- ② 5段階
- ③ 7段階

ヒント 本誌5ページに関連記事

●応募方法

●締め切り

●宛先

●賞品及び発表

●3月号の正解

①自宅住所・氏名 ②クイズの答え ③本誌への意見や感想などを書いて、ハガキ、FAX又はeメールでお寄せ下さい。

平成25年4月25日（木）消印有効

☎020-0857 盛岡市北飯岡一丁目10-25

（公財）岩手労働基準協会 クイズ係宛て

FAX 019-681-1018

eメール honbu@iwateroukikyo.com

応募者の中から抽選で5名様に図書カード（500円券）をお送りします。当選者への賞品発送をもって発表にかえます。

②



県の花 キリ

本県産のキリは、材の光沢が強く淡紫色をおびて美しいので「南部の紫桐」として知られています。

5月の薫風に甘い芳香をただよわせて、山里の春を飾るキリは、足利時代に遠野南部家が太和から苗を移したのが始まりと伝えられています。

川柳原生林社 編集長 中島久光

川柳コーナー

こんなにも飲んでいたのか薬代

確定申告のために医療費を計算していたところ、かなりの額になりました。年金が食糧費と薬代で無くなったような感じです。薬では満腹になりませんが。

（川柳原生林新年号〈杜若〉及川洋一郎作品より）

岩手の死亡災害（2月末）

製	造	業	0	(3)
鉱		業	0	(0)
建	設	業	0	(0)
運	輸	業	0	(0)
林		業	0	(0)
商		業	0	(1)
そ	の	他	0	(0)

累 計 0 (4)
() 内は前年同期

編集
後記

東日本大震災から2年を経過した。遅々として進まない復旧復興に少々じれったさを感じている。

過日、岩手日報に「データで見る被災地の今」と題する特集記事があった。それによると、県内の被災事業所のうち継続・再開をしたのは4分の3に留まっている。特に陸前高田、大槌では50%台となっており、被災の大きさを改めて感じている。

一方、沿岸部の有効求人倍率（原数値）（1月）は1.26と高い数値にはなっているが、業種や雇用期間等でミスマッチが生じており、復興に向けた人材の確保が困難になってきているとのことである。

地域の事業所で働き、地域で安心して暮らせる当たり前の日々が1日も早く来ることを願っている。（Y,N）

発行 平成25年4月1日
定価 1部 100円
〔 会員事業所の購読料
は年会費に含む 〕

発行所 公益財団法人岩手労働基準協会
盛岡市北飯岡一丁目10-25
☎020-0857/☎019-681-9911/FAX019-681-1018
編集・発行人 中村靖夫